第９回 NASVA 安全マネジメントセミナー

支援ツール展示場の選定基準

展示場の配置図（案）

別添参照。

申込多数の場合の選定基準

申込コマ数が規定コマ数を上回った場合、以下の基準により、展示事業者を選定する。

１．国土交通省自動車局の平成２６年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援等））の補助対象機器及びそれに準ずる機器であること。

２．上記１．適用後もなお申込コマ数が規定コマ数を上回る場合、以下により選定する。

①同じような機能を有したツールについて、カテゴリー別に分類を行い、
②同一カテゴリー内の応募者数に応じてカテゴリー別のコマ数を決め、
③そのカテゴリー内で抽選とする。

※抽選の結果、希望コマ数に応じたコマ数の再調整を行います。

コマの配置場所について

ＮＡＳＶＡにおいて、事業者が当該ツールを活用するタイミング等を考慮して配置順を決める。（たとえば点呼→運行→休憩を踏まえ、アルコール検知器→デジタコ、ドラレコ→ＳＡＳスクリーニング等の順。あるいはカテゴリー別で数の多い順）

（参考）国交省ＨＰhttp://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html
（抜粋）

１．運行管理の高度化に対する支援

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、以下に掲げる機器であって国土交通大臣が認定した機器の取得にかかる経費に対し補助を行います。

①デジタル式運行記録計
②映像記録型ドライブレコーダー

２．過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

国土交通省では、自動車運送事業者が先駆的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、一定要件を満たす次の機器であって国土交通大臣が認定した機器の取得にかかる経費に対し補助を行います。

③IT を活用した遠隔地における点呼機器

④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

⑤休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

⑥運行中の運行管理機器

⑦運転者の体調異常を検知し警報するシステムとして、生体センサーによる警報装置や車両挙動による警報装置

⑧疾病や過労の未然防止を図るため、睡眠計や携帯型心電計など最新ヘルスケア機器